

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

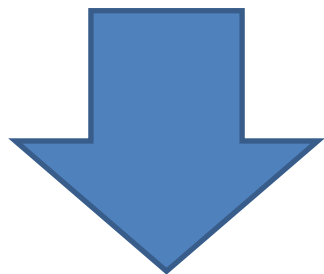
障害福祉サービス事業者等に対する 指導監査等について

監査指導課

●集団指導

本市が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対し、主に過去の指導監査の指摘事項や制度改正等、必要な指導の内容に応じて、集合形式で行う指導。

※障害児通所支援事業者等に係る集団指導においては、子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室において開催



令和4年度から、動画配信にて開催

- ①動画を視聴
- ②ホームページの掲載資料等を確認
- ③指定のフォームにおいて報告

●運営指導(旧:実地指導)

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から事前に準備いただく書類等をもとに説明を求める面談方式にて実地で行う。

(選定基準)

- ・毎年度、別途定める指導監査実施方針に基づき選定する。

- ・以下に示す情報を踏まえ、指導が必要と認める事業者等

- 障害福祉サービス等の利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報

- その他特に指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

●監査

- ①社会福祉法に基づき、障害者支援施設に対して定期的に行うもの。
- ②指定基準違反等の確認が必要と認められる場合に障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所等に対し行うもの。

〔上記②の監査対象となる場合〕

- 障害福祉サービス等の利用者や家族、障害福祉サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
- 給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- 正当な理由なく運営指導を拒否した時
→上記を踏まえ、指定基準違反等の疑いがある場合
- その他、運営指導において指定基準違反が確認された場合 等